

天晴れ！大阪高裁

と言いたい判決の紹介

平成22年(ラ)196号 子の監護に関する処分申立てについてした審判に対する抗告事件

大阪高等裁判所平成22年7月5日決定

主文

- 1 原審判を次のとおり変更する。
- 2 相手方は、抗告人に対し、以下の要領で、未成年者を面会交流させよ。
 - (1) 未成年者の学校の夏休み及び冬休みの各期間中に一回ずつ、一回につき二泊三日
 - (2) 上記(1)の面会交流を行う月以外の月は一回ずつ、一回につき8時間
 - (3) 相手方は、上記(1)の面会交流に同伴することができる
 - (4) 上記(1)及び(2)の面会交流の具体的な日時、場所、方法等は、未成年者の福祉を尊重し、当事者間で協議して定める。
- 3 抗告人の予備的申立てを却下する。
- 4 抗告費用は抗告人の負担とする。

理由要旨抜粋

- 1 子と非監護親との面会交流は、子が非監護親から愛されていることを知る機会であり、子の健全な成長にとって重要な意義があるため、面会交流が制限されるのは、面会交流することが子の福祉を害すると認められるような例外的な場合に限られる。そして、具体的な面会交流は、子の福祉に合致した時期、頻度、時間、方法等の要領に基づいて実施されるべきである。
- 2 相手方は、月一回の日帰りの面会交流も相手方が同伴することでようやく未成年者が了解している状況であり、未成年者は本来は抗告人との面会交流を望んでいないとして、宿泊を伴う面会交流の実施には反対している。

しかしながら、未成年者は、当初の一年半の間は相手方の同伴がなくても抗告人と面会交流していた上、原審における抗告人と未成年者との試行的面会交流の際、未成年者は相手方が同居していた場面では抗告人に対して消極的な態度をとっていたが、相手方が退室した後は次第に抗告人と打ち解けて円満な交流が為されていたことに鑑みると、未成年者が抗告人との面会交流自体に消極的であるとは認められない。・・・中略・・・したがって、抗告人と未成年者との宿泊を伴う面会交流を認めるのが相当であるが、未成年者が現在小学校X年生であり、長期間の休みは限られていること、宿泊を伴う面会交流は4年近く中断していることに鑑みると、宿泊を伴う面会交流は、当面は、夏休みと冬休みの期間中に一回ずつとし、一回につき二泊三日とするのが相当である。

なお、宿泊を伴う面会交流が4年近く中断していることから、相手方の同伴を認めるのが相当であるが、未成年者は既にX歳であり、身上監護の点で同伴の必要性は必ずしも高くない上、相手方の同伴が常態化すれば抗告人と未成年者との自然な交流が阻害されるおそれがあるので、相手方が未成年者に同伴するのは、未成年者が抗告人との宿泊を伴う面会交流に慣れるまでの間とするのが望ましい。
- 3 日帰りの面会交流については未成年者が現在小学校X年生であり、学習時間や学校内外での活動が増えていく時期であることに加えて、これまで月一回の日帰りの日帰り面会交流を実施してきたことを考慮すれば・・・中略・・・月一回ずつとし、一回につき8時間とするのが相当である。

もっとも、未成年者と抗告人との自然な面会交流を確保するためには、日帰りの面会交流には、相手方が同伴しないこととするのが相当である。
- 4 抗告人は、未成年者の通う学校生活等に関する事項を定めることを求めるが、このうち、非親権者である抗告人が学校等に未成年者の状況等を直接訪ねることは、学校等の対応に混乱を来し、新たな紛争を招くおそれがあり相当ではない。他方、運動会、音楽会や発表会等の学校行事については、親として参加するのは自然なことであり、参加に際して未成年者の心情に配慮を要することは当然のこととして、参加自体を制限すべき特段の事情があればともかく、そうでなければ参加を制限されるものではなく、現時点において、抗告人にそのような事情があるとは認められないし、他方、相手方が抗告人の学校行事への参加を妨害してきたとも認められないから、学校行事への参加に関して特段の定めをする必要性は認められない。
- 5 抗告人は、単独親権制度が違憲であると主張したのに、原審が立法政策の問題であるとして違憲立法審査権を行使しなかったのは違法である旨主張するが、これについては原審が説示するとおり、単独親権制度を採用するか、共同親権制度を採用するかは各国の実情や国民の意識等を総合して決すべき立法政策であって、単独親権制度を採用したからと言って、これが憲法に違反するとは言えない。

(大阪高裁判決書より転記・一部抜粋)